

第4章 資料編

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、(中略)社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

2 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定（平成23年）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進のための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画（令和4年）

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる／はぐくむ」「あつまり、スポーツをともに行い、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画（令和7年3月）

東京都は、未来の東京を見据え、スポーツ振興の観点から東京都として目指すべきビジョンと、その実現に向けた基本方針及び施策展開の方向性を示すものとして、新たな「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

同計画では、ラグビーワールドカップ2019や、コロナ禍での開催を実現した東京2020大会の経験を生かし、東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックやその先の第39回ねりんピックの成功と更なるスポーツ推進につなげていくとし、計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間としています。

第4章 資料編

(4) 国際スポーツ大会の東京開催（令和7年）

令和7年（2025年）に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者（英語でデフ「耳が聞こえない」という意味）による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しむ共生社会への貢献が期待されています。

3 区のスポーツ施設

(1) 主要スポーツ施設の概要

施設名称	所在地	施設概要
①総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	大体育室、小体育室、剣道場、柔道場、アーチェリー場、エアライフル場、アスレチックルーム（トレーニングルーム）、テニスコート、多目的広場、屋外プール、スペシャルクライフコート、3×3コート
②平野運動場	平野 2-12-1	テニスコート、軟式野球場、ゲートボール場
③スイムスポーツセンター	西保木間 4-10-1	一般用プール、幼児用プール、体育館、小体育室、トレーニングルーム
④千住温水プール	千住 3-30 千寿本町小学校内	一般用プール、幼児用プール
⑤東綾瀬公園温水プール	東綾瀬 3-4-1	一般用プール、幼児用プール、屋外プール
地域体育館	地域学習センター内（9か所）	⑥佐野地域体育館、⑦花畑地域体育館、 ⑧伊興地域体育館、⑨鹿浜地域体育館、 ⑩江北地域体育館、⑪興本地域体育館、 ⑫梅田地域体育館、⑬中央本町地域体育館、 ⑭東和地域体育館

(2) スポーツ施設マップ



以上のような施設のほか、野球場（12か所）、テニスコート（6か所）、運動場（6か所）が区内各所に配置されています。

4 アクションプラン策定の経緯

(1) パラスポーツ推進協議会

	開催日	議題
第1回	令和6年 3月14日（木）	1 委嘱状交付 2 委員紹介 3 会長・副会長の選任 4 諮問 5 アドバイザー紹介 6 パラスポーツアクションプランの策定の考え方について 7 足立区パラスポーツ推進協議会の今後の運営について 8 パラスポーツ推進に係るご意見
第2回	令和6年 5月27日（月）	1 前回欠席委員及び人事異動等による変更委員の紹介 2 前回の委員発言内容要旨 3 足立区パラスポーツアクションプランイメージ案の説明 4 協議事項1「アクションプランの目指す将来の姿（目標）」の設定 5 アクションプランの推進体制と役割についての意見交換
第3回	令和6年 9月30日（月）	1 前回協議事項の確認 2 アクションプランの「推進体制と役割」の設定 3 「施策体系」の設定と意見交換 4 「各施策と重点施策」の設定と意見交換
第4回	令和6年 12月17日（火）	1 前回協議事項の確認 2 アクションプランの「各事業詳細」の設定
第5回	令和7年 3月28日（金）	1 前回協議事項の確認 2 アクションプランの「各事業詳細」の設定
第6回	令和7年 6月12日（木）	1 アクションプラン最終案の確認

(2) パラスポーツ推進協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区におけるパラスポーツの推進について審議又は調査をするため、足立区パラスポーツ推進協議会を設置し、スポーツを通じた共生社会を実現することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、区長の附属機関として、足立区パラスポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議又は調査をし、答申する。

- (1) パラスポーツアクションプラン（パラスポーツの推進に係る行動計画をいう。次号において同じ。）の策定に関すること。
- (2) パラスポーツアクションプランに係る事業の実践及び進捗管理に必要な事項に関すること。
- (3) その他パラスポーツに関すること。

(組織)

第4条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員30名以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 5 協議会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第4章 資料編

第8条 協議会は、審議又は調査を効率的にするために必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(3) パラスポーツ推進協議会委員名簿（令和7年7月現在）

区分	氏名	所属・役職
学識委員	盆子原 秀三	SBC東京医療大学 教授
	藤後 悦子	東京未来大学 教授
	植松 隼人	サインフットボールしながわ スクール代表
	安岡 由恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事付 特命担当次長
関係団体	飯ヶ谷 美恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
	鵜沢 勝	ADISC 代表
	加藤 仁志	足立区ろう者協会 会長
	蔵津 あけみ※1 鈴木 真理子※2	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
	桑原 芳枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
	小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
	齋藤 安江	NPO 法人つばさの会 理事長
	佐藤 奈緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
	鈴木 常義	東京都立足立特別支援学校 校長
	照井 智幸	社会福祉法人あいのわ福祉会神明障がい福祉施設 総合施設長
	戸部 明男 ※3 柳川 富士雄※4	足立区視力障害者福祉協会 会長
	中島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
	中村 一昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
	中山 小夜子※5 高橋 至和子※6	公益財団法人足立区スポーツ協会 副会長 〃 常務理事
	西方 雅良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
	羽住 敏久	足立区スポーツ推進委員会 会長
	原 則子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ（サウンドテーブルテニス）部長
	堀江 浩子 ※7 永島 崇子 ※8	東京都立花畑学園 校長
	森澤 美穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
区職員	依田 保 ※5 茂木 聡直 ※6	地域のちから推進部長
	千ヶ崎 嘉彦※5 伊東 貴志 ※6	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長

※1 令和7年5月28日まで ※2 令和7年5月29日から

※3 令和7年6月25日まで ※4 令和7年6月26日から

※5 令和7年3月31日まで ※6 令和7年4月1日から

※7 令和6年3月31日まで ※8 令和6年4月1日から